

「森友学園問題」報道の検証

調査報道の在り方を考える

笠原一哉

Discipline of Verification in the Moritomo Gakuen Scandal

Investigative Journalism by the Asahi Shimbun

KASAHARA Kazuya

Abstract

The Asahi Shimbun newspaper has repeatedly reported the suspicious sale of state-owned land to the Moritomo Gakuen educational institution, whose school operator was close to the wife of Prime Minister Abe Shinzo. Opponents of this leading newspaper in Japan, however, have accused Asahi's investigative reports of being "fake news." Examining the arguments of two camps, based on official reports which the Board of Audit of Japan submitted in 2017 and 2018, this paper contains a discussion how reports by the Asahi Shimbun were found to lack transparency and humility, which journalists Bill Kovach and Tom Rosenstiel require as core concepts in their book, *The Elements of Journalism*.

1. はじめに

問題の所在

「森友学園問題」とは、大阪市内で幼稚園などを経営していた学校法人「森友学園」が、小学校用地として2016年6月に購入した大阪府豊中市の国有地をめぐる問題である。国有地の売却価格は公開することが原則であるにも関わらず、当初はこの売却額が非公開となっていたこと、公開された売却額が近隣同規模の国有地の売却額と比べて大幅に安かったこと、そして開設予定の小学校の名誉校長に現職総理大臣の夫人が就任していたことなどから、売却価格の決定過程やそこでの首相夫妻の関与などを巡り、膨大な量の報道が行われた。問題の初報から約1年後には、財務省の職員が学園関連の決裁文書を改ざんしていたことが発覚し、国税庁長官が辞任する事態にまで発展した。また刑事事件としても、背任や虚偽有印公文書作成などの罪に関する告発を大阪地検特捜部が受理して捜査したほか¹、学園の理事長だった籠池泰典氏と妻の諄子氏が、国などの補助金を詐取したとして詐欺罪などで起訴され、有罪判決を受けた²。

2017年2月の初報や2018年3月の公文書改ざんスクープなど、一連の問題を最も積極的に取材してきたのは朝日新聞である。朝日新聞は2018年6月、森友学園問題や同時期に明らかになった加計学園問題を巡る報道や取材の背景をまとめた『権力の「背信」「森友・加計学園問題」スクープの現場』（以下、『背信』と略）を出版し、その中で自分たちの取材の意義を次のように強調している。「公権力の不正や構造的な腐敗の疑いと向き合って、事実を掘り起こし、裏付け取材を重ね、報道機関の責任において疑惑や問題点を報じる。今回の一連のスクープには、そうした『調査報道』に区分されるものが多い。（中略）権力監視の役割を果たすには欠かせない報道のあり方でもある」³

だが一方、朝日新聞による一連の報道に対しては、批判も根強く存在している。朝日新聞と主張が対立することの多い産経新聞は、この問題でも朝日新聞を批判する社説やコラムを度々掲載しており、例えば『『もり・かけ』問題とは何だったのか 批判ありきの偏向露呈』と題した社説では『『もり・かけ』問題を検証すればするほど、政

権打倒のためのフェイク・ニュースではなかったのかとの疑念が消えない」⁴と述べている。また保守系月刊誌『Hanada』も、「森友学園騒動の深層」(2017年5月号)、「朝日新聞の提訴と断固戦います！」(2018年2月号)、「朝日新聞は正気か」(同年6月号)、「朝日も野党も要らない!」(同年9月号)、など、森友学園・加計学園問題に関する朝日新聞の報道を厳しく批判する特集を頻りに組んでいる。文芸評論家の小川榮太郎は2017年10月、『徹底検証「森友・加計事件」 朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪』⁵を出版し、朝日新聞はその約2か月後、小川と出版元の飛鳥新社に対して5000万円の損害賠償と謝罪広告を求める訴えを起こしている⁶。

政府や官庁、大企業などによる発表情報をそのまま伝えるのではなく、ジャーナリストが独自に取材・調査・報道する「調査報道」は、ジャーナリズムに強く期待される役割の一つだが、送り手の主観によって認識が歪められてしまうリスクも抱えている。本稿は、朝日新聞が「調査報道」として行った森友学園問題報道を検証することを通じ、今日の日本社会における調査報道の意義と課題について考察することを目的とするものである。

本稿の構成は次の通りである。まず第2節で、「調査報道」を巡る議論を概観し、それが社会でどのような役割を果たすことを期待されているのか、また調査報道が抱えるリスクを回避するため、どのような報道姿勢が必要だと指摘されているのかを確認する。続いて第3節で、朝日新聞が森友学園問題報道で追及した「首相夫妻の関与」における論点を抽出し、第4節で、会計検査院が2017年、2018年の2回にわたってまとめた報告書⁷(以下、『17年報告』『18年報告』と略)に依拠しながら、これらの論点について検討する。なお、『18年報告』は、公文書改ざんスクープによって政府が公表した内部文書に基づく詳細な調査結果であり、この報告書によって事実関係はかなりの程度明らかになっていると思われるが、大々的に報道された『17年報告』と比べ、『18年報告』はほとんど注目されてこなかった。そして第5節で、朝日新聞の「調査報道」の妥当性について、第2節で得られた視点および他の全国紙の報道と比較しながら検証し、第6節で、本稿の検証結果を整理するとともに、今日の日本社会における調査報道の意義と課題について述べたい。

2. 「調査報道」とは何か

「調査報道」の定義と意義

「調査報道」の定義についてはジャーナリストやジャーナリズム研究者の間で様々な議論があり、いまだ確定しているとは言えない。調査報道という言葉がアメリカから日本に紹介された1970年代から2000年代までの議論を検討した小俣一平は、「調査報道に関する見解や思い入れが、ジャーナリストの数だけあるように思われる」⁸ものの、各人の調査報道観に共通した理念として①公共性のある事象の取材、②正確な情報伝達、③権力監視、があることを見出した。これらは「ジャーナリズムの基本要素」でもあることから、「調査報道には、ジャーナリズムの基本理念が集約されている」と言える⁹。そしてこれらの要素の中でも特に、「権力の監視」の捉え方が大きな位置を占めている。

調査報道の最も広い定義は、「当局者による『発表』に依拠することなく、独自の問題意識をもって、隠れている・隠されている事象を掘り起こし、報道すること」¹⁰として、「発表報道」と対置させるものであろう。こうした捉え方の背景には、日本の報道機関が記者発表の内容を一方的に伝えるのみだったり、その情報源を発表に過度に依存していたりする「発表ジャーナリズム」¹¹に陥っている、という問題意識が存在している。前述の小俣は、こうした発表依存からの脱却によるジャーナリズムの活性化を重視する立場から、送り手が独自に発掘した事実が権力や権威と関係のあるものでなくても、つまり「権力の監視」と関係がなくても調査報道に含めるべきだと主張する。そして「一般的な調査報道」として①報道しなければ日の目を見ない、②独自調査、③自社の責任で報道、の3点を要件とし、さらに「取材対象が、権力、権威あるいは組織や団体、個人の不正や腐敗、疑惑、怠慢を暴く報道」を加えたものを「特別調査報道」とする分類を提案している¹²。

一方、調査報道とはあくまで「権力の監視」を目的とするものでなければならない、とする立場もある。例えば花田達郎は、「記者会見に依存せず、自分の手や足で調べて、また情報公開制度などにより独自のソースを使って記事を書くことだ」という意味で理解されているとすれば、それは日本的な文脈に規定された『調査報道』の理解だと指摘する。そして「不正や腐敗などの『不都合な』事実を暴露し、権力についての真実を人々に伝える活動」

が調査報道であり、「調査報道ジャーナリズムとは徹頭徹尾、『権力の監視』を使命とするジャーナリズム」であると強調している¹³。日本における調査報道の典型的な例として挙げられることの多いリクルート事件報道を指揮した山本博も、「調査報道 (investigative reporting) とは、ひとこと言えば、ジャーナリズムによる公権力の監視、である」と述べ、その目的をやはり「公権力の監視」に置き、「公権力の隠れた疑惑、腐敗、ウソなどをジャーナリズムが自らの責任で調査し、国民の知る権利に答える行為が調査報道という報道の一形態である。主権者である国民は、公権力が裏で何をやっているのかを知る権利をもっている。そしてジャーナリズムはそれを知らせる義務がある」とその意義を説いている¹⁴。小黒純は山本の問題意識を引き継いだうえで、調査報道が成立する条件として①権力側が隠そうとする不正などの都合の悪い事実を、②独自の調査取材で、③読者（視聴者やインターネット利用者など）のために報道すること、と定義した¹⁵。そして権力や権威を取材対象としない独自報道も調査報道に含めることは、「調査報道と認定するハードルを低くする」ことになり、権力チェックをする記者の足腰を弱めてしまう、として小侯の定義を批判している¹⁶。両者の主張の妥当性を検討することは本稿の目的ではないが、ここで確認しておきたいのは、調査報道の定義においては「権力の監視」の位置づけが大きな意味を持ち、そしてこのことは、次項で検討する記者の主観の問題とも密接に関係する、ということである。

また調査報道が「自社の責任」（小侯の定義）「独自の調査取材」（小黒の定義）で追及する対象には、犯罪などの法的責任に限らず、社会的責任や道義的責任も含まれる場合がある¹⁷。例えばリクルート事件は、川崎市の助役にリクルートコスモスの株が譲渡されていたとの疑惑を朝日新聞が報道したことが発端となった。この疑惑は当初、神奈川県警が内偵捜査していたものの、すでに贈賄の時効3年を迎えていたこと、そして未公開株の譲渡を賄賂と認定することには無理があるとの理由から、刑事責任を問えないとして捜査を断念していたものだった¹⁸。しかし、朝日新聞横浜支局のデスクだった山本は「助役とリクルートのやったことは、仮に法に触れなくても、十分、灰色だ」として、捜査当局に依存せず、横浜支局の責任で報道することを決めたという¹⁹。山本は、ジャーナリズムが対象とするものについて次のように述べる²⁰。

ジャーナリストが追及する対象はいくつもあるが、やはり何とんでも「権力悪」こそ全身全霊を打ち込んで、渾身の力をこめて追及するに値するものであり、かつまた、読者・国民もそれを期待しているであろう。

それでは「権力悪」とは一体何だろうか。その定義はなかなか難しいが、ごく普通の国民が「おかしい」「なぜこうなっているのだろう」と首をかしげ、困り果てる——そういう原因が明らかに権力の恣意的な不正行為、あるいは不純な行為により行われている、それが「権力悪」の一形態だといってよい。

このように「不正」の範囲を法律の枠から社会的・道義的責任に広げる場合、その出発点は記者の道徳観や倫理観であり、その妥当性を判断するのは、最終的には読者や市民ということになるだろう。

調査報道のリスク

以上の特徴を持つ調査報道は、通常の報道以上に、記者の主体性に大きく左右されることになる。記者が主体性を発揮すること自体はジャーナリズムにとって極めて重要なことだが、その主体性が事実の認識を歪め、正確性を損なえば、ジャーナリズムは市民の信頼を失う。そして調査報道では、通常の報道よりもそのリスクが高まると言える。大石裕は調査報道を「取材者がそれぞれの問題意識に基づき視点を定め、隠れた事実を掘り起こして報道する」ものだと定義したうえで、「これは能動的な取材によるもので、記者個人の主観に左右される部分大きい」「調査報道、キャンペーン、論評や解説などの場合、党派的偏向が生じる傾向は強くなる」と指摘する²¹。

また、ユネスコが発刊している手引書『調査報道実践マニュアル』²²は通常の報道と調査報道を比較し、調査報道では「記者は、ありのままの世界を受け入れることを拒否する。記事は、ある状況の真相を突き止め、明らかにすることを目的にしている。いまの状況を改革したり、糾弾したり、場合によっては改善策を奨励するために行われる」ものであると述べる²³。そして記者の問題意識を可視化するために、不正や腐敗に関する「仮説を立てる」（＝大石が言うところの「視点を定める」）ことを取材の出発点とすることを提案するが、「証拠もないのに、何が何でも自分の仮説の正しさを押し通そうとすれば、世界的な詐欺師の仲間入りをするようになる」「仮説に基づく

調査は、多くの真実を掘りだすことができるツールだが、誤って使えば、それは無実の人たちを埋葬する墓を掘ることにもなる」と警告する²⁴。このマニュアルの翻訳者で元琉球新報記者の高嶺朝一は、こうした失敗に陥るジャーナリストは日本のメディアでもよくみられると指摘し、「彼らは仮説というより、最初に結論ありきの見込み報道を得意にしている。それは、ジャーナリズムの信頼を失墜させている大きな要因の一つにもなっている」と指摘している²⁵。

こうした危険性は、2014年に大きな批判を招いた「朝日新聞問題」²⁶で指摘された問題点や原因とかなりの程度、重なっている。「吉田調書」報道を担った「特別報道部」は、調査報道を行うために組織された取材チームだった。この問題を検証した第三者委員会は、記事の内容と見出しについて「記事の根幹部分は1、2面で横見出しとなった『所長命令に違反 原発撤退』『葬られた命令違反』に沿う内容となっているところ、そのような事実は、取材で裏付けられた客観的な事実としては認めることはできなかった」と総括したうえで、「取材記者の推測が事実のように記載されている部分もあった。取材は尽くされておらず、公正性と正確性に問題があったといわざるを得ない」と批判している²⁷。一連の問題の原因について、朝日新聞社の社内組織らがまとめた再発防止策は、「わたしたちは、自ら伝えたいという思いにとらわれるあまり、時に、事実に対する謙虚さを失い（中略）過剰な使命感によって、読者がどう受け止めるかという視点を見失い、公正さや正確さを軽視したと自己批判した²⁸。この「過剰な使命感」に基づいて「権力の監視」が行われるとき、そこでは対象の「罪状」や「失敗」についての「先入観」が入り込みやすい。「朝日新聞問題」について論じた奥武則は、『『権力監視』『権力批判』は、適切なかたちで行われている限りは、ジャーナリズムの『生理』である」と述べたうえで「しかし」と続け、『『権力監視』『権力批判』は『政府対人民』あるいは『国家対国家』の対立図式を内包している。そこでは、往々にして『権力』である『国家=政府』の罪状や『失敗』の蓋然性が前提とされがちである」と指摘した²⁹。

以上の議論をまとめれば、調査報道では、通常の報道よりも記者がその主体性を発揮することが期待されるため、記者個人の主観に左右される部分が多い。さらにそこで「権力の監視」が強調される場合には、その権力の「罪状」や「失敗」に関する先入観が強まり、事実に対する認識を歪めてしまうリスクがさらに高まる、ということを指摘できる。

調査報道のリスクをどう回避するか

では、調査報道が適切な形で行われるためには何が求められるのだろうか。先述した『調査報道実践マニュアル』では、通常の報道と調査報道を、「リサーチ」「情報源関連」「結果」の3つの観点から計14項目にわたって比較した表を示している。このうち、本稿の目的からは「リサーチ」における4項目が重要である。表1は、これら4項目を抜粋したものである。

表1 通常の報道と調査報道の違い

通常のジャーナリズム	調査報道ジャーナリズム
情報は収集され、一定の間隔、日刊、週刊、月刊ペースで報道される。	情報は、首尾一貫性と完全性が担保されない限り、発表されない。
調査は、迅速に行われる。記事が完成すると、追加調査は行われない。	記事の正しさが確認されるまで、調査は継続される。発表後も続くこともある。
記事は、必要最小限の情報に基づき、可能な限り短くする。	記事は入手可能な限り最大限の情報に基づく。したがって、記事はとても長くなる可能性がある。
情報源の発言は、文書の代わりになる。	記事には情報源の発言を肯定もしくは否定する文書が必要である。

出典：マーク・リー・ハンター編著『調査報道実践マニュアル-仮説・検証・ストーリーによる構成法』（高嶺朝一・高嶺朝太訳）、旬報社、2016年、p.23より一部を抜粋。

この中でも特に注目されるのが第1項である。報道機関の責任で問題提起する以上、断片的で不十分な情報にとどまってはならず、初報の後に続報が展開するとしても、初報自体の記事内容の首尾一貫性と完全性が確保された状態で読者に提示しなければならない。小黒純と高田昌幸は、リクルート事件報道や大阪地検検事フロッピー改ざん報道など、日本における著名な調査報道を担った記者に取材して共通項を探ったが³⁰、いずれも初報の内容を裏付ける客観的な証拠が固まるまで、長期間にわたり取材が続けられており、中でも高知県ヤミ融資事件報道では端緒から初報まで約3年間で費やされていた³¹。

そして森友学園問題報道に求められる姿勢を考える場合、以上に加えてもう少し検討を進める必要がある。というのも、本稿の議論をやや先取りすれば、この問題で浮上した「不正」疑惑の一つに「権力への付度」があるが、「付度」は内心の問題であるだけにその存在の証明が極めて難しいため、それを追及する報道はいつそう慎重にならなければならないからである。この「不正」は、刑事責任というよりも社会的・道義的責任の範疇に含まれるため、これらを問う報道の妥当性を判断するのは、最終的には読者や市民である。この点で有益な視点を与えてくれるのが、ビル・コヴァッチとトム・ローゼンスティールによる『ジャーナリズムの原則』である³²。そこではジャーナリズムが人々の信頼を保ち続けるために必要な10項目の原則が提示されており³³、上述の問題意識からは「ジャーナリズムの核心は検証の方法である」という第3原則が特に重要である³⁴。そこで強調されているのは、ジャーナリズムの目的が人々への情報提供だとすれば、報道はその信頼性を人々が判断できるための根拠を示さなければならないということであり、この検証の方法こそがジャーナリズムと他の形態のコミュニケーション、特にプロパガンダとを区別する³⁵。そのためには、ニュースの情報源や生産過程に関する透明性を可能な限り高める必要がある。明らかになっていることとなっていないことを明確にしなければならないし、何かを省略することで人々を欺いてはいけない³⁶。そしてジャーナリストは自らの能力について謙虚でなくてはならず、精神をオープンにし続けることでニュースの生産過程をより慎重なものにするのである³⁷。これらの点は通常の報道でも重要だが、調査報道で社会的・道義的責任を追及する場合、その重要性はさらに高まると言える。

3. 「森友学園問題」の論点

問題の概略と論点

森友学園問題に関する朝日新聞の初報は、①大阪府豊中市の国有地が、小学校用地として近隣の約10分の1の価格で売られたこと、②原則公表すべき売却価格を財務省が伏せていること、③小学校の名誉校長が安倍晋三首相の妻・昭恵氏だったこと、などを伝えている³⁸。そして①と③の因果関係について、初報から約2か月後の社説³⁹は「問題の核心は、国有地が昭恵氏を名誉校長とする小学校の建設用地として、破格の安値で学園に売却されたことだ。そこに特別扱いがあったのではないか。政治家の関与はなかったのか。首相夫人の肩書が利用されたのではないか」との仮説を立て、その後の社説も「財務省はなぜ、鑑定価格より8億円余りも安く森友学園に売ったのか。財務省と学園との間でどんなやりとりがあったのか。その土地に建設予定だったのが、安倍首相の妻昭恵氏を名誉校長とする小学校だったため、対応が変わったのではないか」⁴⁰「土地売却の交渉は、学園の籠池泰典前理事長が『神風が吹いた』というほど特例づくしだった。建設予定だった小学校の名誉校長を、安倍首相の妻昭恵氏が務めていたことが、背景にあるのではないか」⁴¹と、この仮説を繰り返し提示している。

一方、森友学園問題における朝日新聞批判はこの仮説を否定しており、例えば小川榮太郎は「森友問題は、大阪府豊中市の零細な幼稚園経営者と地方の役所の間で生じた、交渉や駆け引きに纏わる不透明処理の問題に過ぎない。安倍に関係がないどころか、国政案件とさえ言えない。利権がその背後にあるわけでもない」「半年に及ぶ『安倍叩き』の間、安倍による不正、権力濫用の物証はただの一つも発見されなかった」と主張する⁴²。

本節と次節では、国会審議や報道で指摘された「首相夫妻の関与」疑惑のうち、国有地を巡る契約に影響を与えた可能性がある具体的な行為として、「昭恵氏と籠池夫妻の写真」問題と「昭恵夫人付職員の関与」問題の2件に焦点を当てる。なお、「昭恵夫人の名誉校長就任」については、朝日新聞の調査報道全体に関わる問題と捉え、これら2件とは別に第5節で「付度」に関する報道として検討する。

まず、会計検査院の『17年報告』に依拠しながら、問題の概略を把握する。森友学園問題の発端は、国土交通省

大阪航空局が、この国有地の売却を財務省近畿財務局に依頼したことだった。この土地を大阪航空局が管理することになった経緯は、次のようなものだった。この土地が位置する大阪府豊中市野田町周辺は大阪国際（伊丹）空港に近く、1974年には航空機の騒音が著しい区域として指定された。国土交通省（当時は運輸省）は騒音対策として、土地所有者からの申し出に応じて土地を買い入れる移転補償を進め、移転補償跡地は大阪航空局が管理することになった。同地区は空き地となった移転補償跡地と住宅が点在する虫食い状態となってしまったため、航空機の低騒音化などにより1989年に指定が解除されると、豊中市は区画整理事業を実施して移転補償跡地を集約することにし、大阪航空局管理のこれら跡地213筆と同市が所有する土地1筆を換地した。この土地はもともと道路用地で、その当時の舗装の材料、埋設されていた上下水管やガス管、コンクリートなどが撤去されていなかった。同市は換地後の土地を大阪航空局からすべて取得して公園にする計画だったが、財政状況が厳しかったため、土地の東側半分を2010年3月、約14億2300万円で購入した。この結果残された西側の半分が、今回の土地だった。

そして森友学園との契約は、次のような経過を辿った。大阪航空局からこの土地の処分依頼を受けた近畿財務局は2013年6月に売却先を公募し、その3か月後の同年9月、森友学園が小学校用地としての取得等要望書を提出した。そして2015年5月、10年以内に買い取ることを条件に、近畿財務局と学園との間で貸付契約が結ばれた。2012年までに複数回行われた調査で、この土地の土壤汚染や地下に埋まったゴミの存在が確認されていたため、契約では汚染された土壤やゴミの撤去を学園が行うこと、その際の費用は一度学園側が立て替え払いした後、国が返還することとなっており、この工事は2015年6月から同年12月に実施された（以下ではこのゴミを「ゴミA」と表現する）。ところが小学校建設工事中の2016年3月、貸付契約の対象外となる「新たなゴミ」（以下では「ゴミB」と表現⁴³⁾が発見されたとの連絡が学園から近畿財務局にあり、この土地を購入したいとの提案もなされた。これを受けて近畿財務局は大阪航空局に対し、売却価格の算定のためにゴミの撤去・処分費用についての見積りを依頼し、大阪航空局は翌4月にこの費用を約8億2000万円とする見積りを出した。近畿財務局はこの費用を考慮することなどを条件とした鑑定評価業務を不動産鑑定業者に委託し、算定された1億3400万円を売却価格として、同年6月20日、この土地を森友学園へ売却した。以上がこの問題の概略である。次項では、これらの経緯に「疑惑」2件の発生時期を重ね、検証すべきポイントを抽出する。

「首相夫妻の関与」を巡る論点①「昭恵氏と籠池夫妻の写真」

1件目の「昭恵氏と籠池夫妻の写真」問題とは、小学校の建設予定地で昭恵氏と籠池夫妻が一緒に写った写真を巡るやり取りである（以下、「写真」とのみ表記）。初報は朝日新聞の『昭恵氏との写真 14年提示』籠池氏、近畿財務局に⁴⁴⁾、1面に掲載されたが、他の全国紙は報道せずに静観した⁴⁵⁾。翌2018年3月、財務省による森友関連の決裁文書改ざんが朝日新聞の報道で明らかになり、その後、この写真を巡るやり取りも削除されていたことが判明すると、朝日新聞はこの問題に焦点を当てて2日間にわたって大きく報道した⁴⁶⁾。

「写真」は2014年4月25日に昭恵氏を学園の幼稚園での講演に招いた際、講演後に建設予定地に移動して撮影されたもので、その3日後の28日、籠池氏と近畿財務局との間で交渉が行われた。そしてこの交渉に関する記録から、次のような記述が削除されていた⁴⁷⁾。

打ち合わせの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください』とお言葉をいただいた」との発言あり（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）

ところで、この時期における学園側と近畿財務局との交渉を検討するには、その前提として、小学校の設置認可と国有地の処分を巡る問題について理解しておく必要があるだろう。これは、次のような問題である⁴⁸⁾。国有地の処分は売却が原則だが、学園側は、小学校建設等で一時的に多額の資金を必要とするという理由で、経営が安定して内部留保が積み上がるまでの間、購入ではなく貸付による利用を要望していた。国有地の貸付が認められるには、公用あるいは公共用等の用に供する場合で、かつ将来的に買受が確実と見込まれることが条件となる。従って今回の場合だと、学園が小学校用地として取得することが前提となるが、それには大阪府による小学校の設置認可が必

要となる。他方、設置認可に関する大阪府の基準では、「校地、校舎その他の施設は、自己所有であること」という規定があるため、土地貸付と設置認可が堂々巡りの関係になっている。そこで学園側は、土地取得要望書を提出した2013年9月以降、近畿財務局に対して、設置の認可が出る前に、土地を先行して貸し付けてほしいと要請する一方、設置認可について大阪府私学課に照会を繰り返していた。なお当時、学園側の陳情を取り次いでいたのは鴻池祥肇・元防災担当相の秘書だった⁴⁹。これが問題の背景である。

朝日新聞は削除されたやり取りの前後の交渉に注目し、近畿財務局が2014年4月15日に「答申を得る前の契約はできない」と要請を断ったものの、同年6月2日には一転して「売り払いを前提とした貸し付けについては協力させていただく」との回答を学園側に示していたこと、そして削除された「写真」を巡るやり取りがこの間の4月28日に行われたことから、「昭恵氏の写真 風向き一変」「財務局、森友の要請に当初難色」「35日後『協力させていただく』』といった見出しを並べ、写真を巡るやり取りが貸付契約に影響を与えた可能性を指摘した。

以上を踏まえると、検証すべきポイントは、貸付契約（2015年5月）に至るまでの過程、特に「写真」が提示された2014年4月28日の交渉から同年6月2日の回答の間でどのような判断があったのか、ということになる。

「首相夫妻の関与」を巡る論点②「昭恵夫人付職員の関与」

2件目は、昭恵夫人付の政府職員である谷査恵子氏による関与である。この関与については、2017年3月23日の予算委員会で証人喚問された籠池氏が証言し、すべての全国紙が1面で大きく報道した。そして証人喚問後、政府が谷氏のファクスと籠池氏が谷氏に宛てた手紙を公表したことにより、具体的なやり取りが明らかになった⁵⁰。さらに公文書改ざん発覚後の2018年5月に財務省が公表した文書では、証人喚問で明らかになったものとは別の谷氏と財務省のやり取りに関する記録が含まれており、この内容についても朝日新聞は集中的に報道した⁵¹。一連のやり取りは2015年10月から11月にかけてのことで、同年5月29日の貸付契約から約5か月後、また昭恵氏の小学校名誉校長就任（同年9月5日）から約1か月後だった。いずれも、谷氏が学園側の要望について財務省本省の理財局国有財産審理室に照会した、というものである。以下では2017年3月に明らかになったものを「谷氏関与①」、2018年5月に明らかになったものを「谷氏関与②」と呼び、検証すべきポイントを整理する。

2015年5月の貸付契約は、10年間の借地期間内に国有地を買い取り、土地の価格は購入時点の時価とするという内容だった。これに対する学園側の要望は、1. 借地期間を10年から50年に延長すること、2. この間の賃借料（月額250万円）を半額に引き下げること、3. 買い取り時の土地の価格を引き下げること、そして4. ゴミAの撤去費として学園が立て替え払いしていた工事費は2016年度当初に返金される予定だが、前倒して学園に支払うこと、の4点だった。学園側はこれらの要望を書いた手紙を10月26日に谷氏に送付し、谷氏は「財務省本省に問い合わせ、国有財産審理室長から回答を得た」「大変恐縮ながら、現状では希望に沿うことはできないようだ」とするファクスを11月17日に学園側に送った。これが「谷氏関与①」である。

「谷氏関与②」は、この間にあたる11月10日と12日の出来事である。まず10日に谷氏が理財局に電話をかけ、定期借地権に関する社会福祉法人向け優遇措置を学園側が要望していることを伝えた。田村嘉啓・国有財産審理室長は12日に谷氏に対し、「国有地の売却や貸付の優遇措置は、学校施設まで対象とするものではない」「財務省として、現行ルールのなかで最大限の配慮をして対応している」と電話で回答した。

これらの「関与」を検討するポイントは、「売却契約に実際に与えた影響」と「首相夫人付職員による行為自体の正当性」という2つに分けることができる。朝日新聞は「売却契約に実際に与えた影響」について、「谷氏関与①」では「ファクスは国有地値引きなど売買手続きに直結する内容ではない」⁵²、「谷氏関与②」でも「学園側の要望に応じるような回答はない」⁵³としつつも、「同（財務）省は昭恵氏の具体的な関与や、首相への付度を否定してきたが、昭恵氏と学園とのつながりを認識し得たことを示す記載だ。（中略）少なくとも国有地の売却がまとまる以前のこの時期に、昭恵氏が学園と財務省の橋渡しをしたことを、公開資料は物語る」⁵⁴として、売却契約に何らかの影響を与えた可能性を指摘している。また「首相夫人付職員による行為自体の正当性」についても、「関与①」に関する社説で「首相は、首相夫人付の行為について『事務的な問い合わせで、依頼や働きかけ、不当な圧力はまったくない』という。だが首相夫人付からの問い合わせは、官庁に政治的な影響力を持ちうる」⁵⁵として、昭恵氏が谷氏を通じて財務省に問い合わせたこと自体の正当性を問題視した。

したがって「谷氏による関与」については、2015年10月から売却契約が締結された2016年6月までの間、契約の内容がどのような過程で決まっていたのか、その過程で「関与①」と「関与②」が財務省側にどのように認識されていたのか、という点が検証すべきポイントとなる。

4. 「首相夫妻の関与」の検証

2回の検査報告までの経緯

森友学園問題について会計検査院への検査要請が議決されたのは、2017年3月6日の参議院予算委員会である。検査項目は、①土地の貸付・売却の経緯、②貸付価格や売却価格、価格算定の手続きの適正性、③土地の貸し付け・売却に関する行政文書の管理状況の3点で、検査対象は財務省と国土交通省だった⁵⁶。会計検査院は国会や内閣から独立して検査する権限を持つため、同年11月22日に公表された『17年報告』は大きく注目された。

ところが翌2018年1月から3月にかけて、大学教授による情報開示請求や朝日新聞の報道などにより、検査に必要な文書が提出されていなかったり⁵⁷、検査報告の前日に提出されていたり⁵⁸、さらには提出された文書が財務省によって改ざんされていたりした⁵⁹ことが明らかになり、国会で厳しく追及されたため、財務省は内部調査を行い、その結果を3月12日と6月4日に公表した⁶⁰。またこれらの動きと並行して、同年1月～5月にかけて森友問題関連の内部文書を公開した。こうした状況から、会計検査院は同年6月19日の参議院予算委員会理事懇談会で、『17年報告』について再調査を行うことを説明し、同年11月22日に『18年報告』を公表した。この『18年報告』が調査に利用することができた新たな文書は、大きく分けて次の3点である⁶¹。

- ①改ざんされた14件の「決済文書」に関する添付資料3042枚。
- ②近畿財務局が国有地の貸付や売却にあたって法的な論点を検討した結果などを記載した「法律相談文書」計25件。
- ③一部職員の手控えなどとして保管されていた、国有地に関する森友学園との「交渉記録」。財務省理財局および近畿財務局による記録957枚、および国土交通省大阪航空局による記録30枚。

②の25件のうち5件は大学教授による情報開示請求によって同年1月14日に公表され、残り20件は2月9日に公表された。また①と③は、5月23日および6月4日に公表された。以上の文書について『18年報告』は、「その多くは職員の手控えであるとされていることから、事実と異なる内容を記録する蓋然性は低い」として信頼性を評価しながらも、検討に当たっては「交渉の内容を一方の当事者の側から記録したものであることに留意」して取り扱ったと述べている⁶²。

以下では、「首相夫妻の関与」における論点についてこれらの報告を基に検証していくが、検査の限界についても、予め踏まえておく必要がある。検査を担当した審議官は『17年報告』を公表した際の記者会見で、政治的関与の有無について「そこは直接の検査の対象かといわれればそうではない」と述べ、会計経理がルール通りに行われたかに重点が置かれたことを強調し、検査院幹部も「そこに国民の関心があることは分かるが、動機を解明するのは検査院の領分ではない」と述べている⁶³。検査項目の「②貸付価格や売却価格、価格算定の手続きの適正性」における「適正性」が、「適法性」に限定されるのかどうかを論じることは筆者の能力を大きく超えるが、検査が「明らかにしたこと」だけでなく「明らかにできなかったこと」も検討することは、社会的・道義的責任の追及も射程に含む「調査報道」の意義を確認することにもつながる。

①「昭恵氏と籠池夫妻の写真」疑惑

前節で確認した通り、「写真」が契約に与えた影響を明らかにするには、2015年5月の貸付契約に至るまでの過程、特に「写真」が提示された2014年4月28日の交渉から6月2日の回答の間でどのような判断があったのか、という点になる。この過程について『17年報告』は、審査期間が原則として受付終了後2か月以内とされているにも関わらず、この国有地の場合、取得等要望書の提出から貸付契約の決定まで1年5か月もかかっていたことを

指摘したが⁶⁴、この間にどのような経緯があったのかは明らかにできなかった。しかし『18年報告』では、「『17年報告』では決裁文書の改ざんによりその存在を把握できなかった）近畿財務局と森友学園等との交渉記録及び本省相談メモの内容を確認するとともに、理財局に対して説明を求めるなどして理財局や近畿財務局における対応状況等をみた」⁶⁵（カッコ内は引用者）と述べ、この間の過程を明らかにした。そしてこの過程を検討すると、「写真」が提示された2014年4月下旬は、初期の交渉の中でも重要な局面であったことがわかる⁶⁶。

まず、学園が国有地取得の要望書を最初に提出した2013年9月2日は、要望書受付期間の最終日だった。だが提出された要望書が不十分な内容であったことから、近畿財務局は学園に対し、差し替えや追加の資料を提出するよう複数回にわたって要請した。さらに翌2014年1月9日、処分相手を決定する決定手続きの目途を同年2月初めと考えていること、および同年1月下旬を目途に差し替え資料を提出することを求めたが、提出された資料は結局、十分な内容ではなかった。そして近畿財務局は4月15日、最終的な資金計画、収支計画、スケジュール、それらの実現性についての説明資料など、必要な資料を一覧表にまとめて学園に提示し、同月末までに提出することを求めたが、それでも、学園から提出された書類には不備があった。この時点ですでに、要望書を受理してから7か月が経過していた。また近畿財務局はこの間、小学校設置の認可権を持つ大阪府に対して、認可手続きの進捗状況を複数回にわたって確認し、4月18日には、大阪府の認識として、学園の資金計画に問題があり、大阪府私立学校審議会への諮問に必要な設置計画書を受理できる段階にないと判断していることを確認していた。籠池氏が「写真」を示しながら、「安倍昭恵首相夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください』とお言葉をいただいた」と伝え、担当職員が「コピーを取って局長にみせる」といったというやり取りが交わされたのは、この段階のことであった。

近畿財務局はこの時点で今後の対応について財務省本省に相談し、相談を受けた理財局は5月23日まで約3週間にわたり検討を重ねた。この間の検討状況について『18年報告』は、理財局国有財産審査室が作成した4件の「本省相談メモ」（日付は5月8日、9日、14日、23日）の内容を図表にまとめているが、この図表によると、14日と23日の間で方針が大きく変わっている。14日までは「2014年8月末時点での設置認可に係る見極めが困難と認められる場合には、本件要望については『不相当』であるとの審査結果を伝えることが適当と考える」「期限までに必要な書類を提出できない場合は、要望に係る実現性がないものとして処理する」との方針だった。ところが23日メモでは、「2014年7月末までに資金計画等の資料を相手方から提出させ、補完が必要であれば、9月末までに提出させる」「大阪府が私立学校審議会へ付議するためには2014年9月末までに設置計画書の提出が必要としていることを踏まえ、9月末における相手方の設置計画書の提出状況を見定めた上で、改めて対応を検討する」となり、審査期限を延長するとともに、対応が柔軟になっていることがわかる。

この方針変更について、『18年報告』の評価は慎重である。2014年4月末時点において、①審査期間を大幅に超過していたこと、②資金計画等の実現性に関する説明資料が不足していたこと、③この土地について複数の不動産業者から引き合いがあったことを指摘したうえで、審査期間を延長する方針に変更したことについて「未利用国有地を速やかに、かつ、透明で公平な手続に従って貸付け等を行っていくという処分方針通達の趣旨に照らして適切な判断であったのかについて検討の要がある」と疑念をにじませている。さらに改ざんにも言及し、「近畿財務局は、2014年6月2日に森友学園に対して、審査期間を延長すること、売払いを前提とした貸付けに協力することなどを伝えていたと記載されていたが、改ざん後の決裁文書において、この記述は削除されていた」と批判している。他方で、方針変更を行った判断の根拠に関する追加調査に対して理財局が、「小学校設置に関する大阪府の事前審査が続いている途中で森友学園の取得等要望書の審査を打ち切った場合、森友学園が小学校用地を確保できなくなることになり、事実上、近畿財務局の判断で小学校設置が不可能になることから、これは適当でないと考えて検討した結果、大阪府の事前審査が継続している間は近畿財務局においても審査を継続することにした」と説明したことに対し、「一定の合理性が認められる」とも述べている。

以上に検討した通り、『18年報告』は「写真」の影響について直接言及はしていないものの、「写真」が財務省側に示された時期の意思決定過程を詳述した。そして審査期限の大幅な延長が異例の判断であり、透明性や公平性の観点から疑念があるものの、そこには一定の合理性がある、と結論づけていた。

②昭恵夫人付職員の関与

昭恵夫人付職員による「関与」が問われたのは、売却契約の内容が決定した過程である。以下では、売却価格の決定について、「根拠」と「理由」の2つの面からこの過程を整理する。

まず「根拠」について、政府の説明は、小学校建設の基礎工事中だった2016年3月11日に「新たに見つかった」ゴミBの量を、工事業者が撮影した写真などを基に、ゴミがある深さや混入率などを計算して算出し、これに処分単価を掛け合わせた結果、処分・撤去費用を約8億2000万円と見積もった。この費用を土地の鑑定価格約9億5600万円から差し引き、約1億3400万円で適正に売却した、というものだった。こうした政府の説明に対して『17年報告』は、「ごみ撤去の対象面積の根拠が不明」「ごみのあったという深さが本当かどうか写真では確認できない」「ごみの混入率が合理性なく高めに算定されている可能性がある」などと政府の説明を次々と否定し、8億2000万円を値引きする根拠となったごみの撤去費について「十分な根拠が確認できない」「慎重な調査検討を欠いていた」と結論付けた。

以上が「値引きの根拠」だが、「谷氏関与①②」を検討するうえで重要なのは、なぜこのような不十分な根拠に基づいて8億2000万円もの「大幅値引き」を行ったのか、という「値引きの理由」である。この点は国会で森友問題が審議され始めた当初から追及された、最も重要な論点であった。政府は、ゴミBの撤去工事を国が行うと学校開設が遅れる可能性があるため、土地を購入して撤去工事を学園側が行いたいという学園側の要望に応じた、という説明を繰り返していたが⁶⁷、これらのことがゴミBの撤去費用の算定にどう関係するのかについて明らかにせず、噛み合わないやり取りが続いていた。

このつながりが明らかになるのは、2017年3月6日の参院予算委員会である⁶⁸。この日、与党として初めて質疑を行った自民党の自民党の西田昌司議員は、「この8億2000万、なぜこれだけの値引き額になったのかということの説明をください」と政府の答弁を求めた。そしてまず国土交通省航空局長が、ゴミBについて「土地所有者である国の責任で対応する必要があった」と述べたうえで、売却契約では「処理費用を不動産鑑定価格から減額することにより、本件土地の売買契約においては将来にわたる一切の瑕疵について国の責任を免除する特約が付されて」と述べてきた。そしてさらに財務省の佐川宣寿理財局長が、次のように説明した。

仮に、この森友学園が、学校開設が迫る中、着々と建設工事が進んでいる中、多数の生徒を募集しようとしている中、国による埋設物の撤去に時間が掛かりまして、これが原因で開校が遅れる、あるいは開校できないというような事態に仮になったとした場合には、国は契約の相手方であります森友学園から損害賠償の訴訟が起こされるおそれがあったというふうに考えてございます。

したがって、国において埋設物の撤去費用を見積もりまして、土地の売買価格に反映することで学校建設を遅滞なく進ませようとした今回の対応は適切な対応であったと私ども考えてございます。(中略)

国の責任において開校が遅れる、あるいは開設断念ということになりますれば、それは損害賠償としても、国としてですね、例えば工事の遅れに伴う追加費用など直接的なものもございましょう、それから開校の遅れによる様々な被害、あるいは生徒、父兄への対応など様々な損害賠償請求が考えられるところでございます。

ゴミBの撤去に時間がかかり、小学校の開校が遅れば、学園側だけでなく生徒や保護者も含めた関係者から損害賠償請求を起こされる可能性があった。そのため、土地の鑑定価格から撤去費用を大幅に減額する代わりに、「将来にわたる一切の瑕疵について国の責任を免除する」という特約を付けることによって損害賠償請求を避けようとした、という説明だった。この答弁によって、財務省側は初めて「値引きの理由」を明らかにしたのである。だが財務省は、国有地を巡る交渉記録を廃棄したとの説明を繰り返しており、この答弁も、裏付けとなる資料を欠いた一方的なものだった。そのためか、朝日新聞も含めて全国紙はこの答弁を短く伝えるのみで、ほとんど注目しなかった⁶⁹。政府は会計検査院の検査に対しても交渉記録等を提出しなかったため、『17年報告』は「大幅値引きの理由」について、次のように述べるにとどまった⁷⁰。

本件土地について、2016年3月14日の現地確認後、近畿財務局は、大阪航空局と協議を開始するとともに、

財務本省にも現地確認の状況等を報告しており、同月 15 日に、財務本省は森友学園から地下埋設物の撤去等に関する要請を受けた。そして、近畿財務局の決裁文書によれば、同月 24 日に森友学園から近畿財務局に対して「早期に学校を整備し開校するために、埋設物の撤去及び建設工事等を実施する必要」があり、本件土地を購入したい旨の要望があったとされている。

近畿財務局は、国自らが撤去工事を実施すると予算措置や発注業務等に時間を要することとなり、これにより学校設置に影響が生じた場合、損害賠償請求を受ける可能性があることなどを考慮して森友学園の要望に応じ、本件土地を売却する方向で事務を進めたとしている。そして、詳細な日付等は不明であるものの森友学園側と数回やり取りをしたとしているが、具体的な資料はなく、その内容は確認することができなかった。

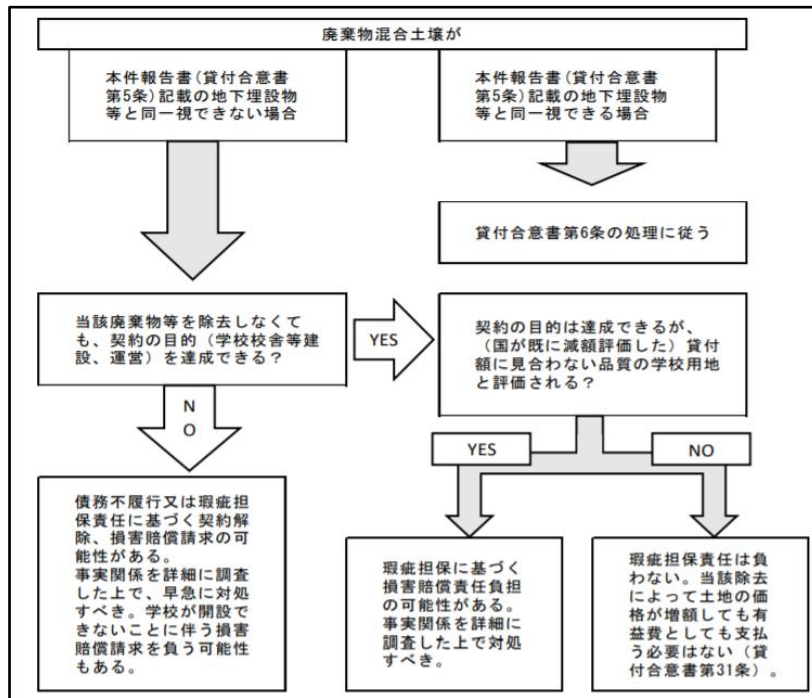
(下線は引用者)

この状況を大きく変えたのが、翌 2018 年に朝日新聞が明らかにした森友関連文書の改ざんと、その後に続く政府側内部資料の公開である。そしてこれらを踏まえた『18 年報告』の結論は、損害賠償請求を避けるために学園側の要望に応じたという財務省側の説明が、内部資料によっても裏付けられた、というものだった⁷¹。

『18 年報告』は、売却契約（2016 年 6 月）に至る交渉過程の重要な局面として、2015 年 9 月 4 日に行われた打ち合わせ（以下「局面①」）と、翌 2016 年 3 月 11 日～31 日の交渉（以下「局面②」）に注目している。まず局面①だが、この打ち合わせは近畿財務局、大阪航空局、小学校校舎の設計業者、土壌汚染対策工事の業者の 4 者によって行われたもので、その約 1 週間前の掘削工事に出てきたガラスくずなど大量の産業廃棄物の処分方法を話し合うことが目的だった。この産廃や汚染土を場外で処分すると多額の費用がかかること、またそのための予算が確保できないことなどが話し合われ、これらの産廃は結局、撤去されないままとなった。そして、この打ち合わせ内容を国側が学園側に伝えていなかったことが大きなミスとなる。この際に残ったゴミが、翌 2016 年 3 月の局面②で「新たに発見された」ゴミ B となり、学園側による厳しい追及を受ける原因となったからである⁷²。

局面②の検証では、「今回、『17 年報告』に係る検査の過程で提出されなかった購入要望の経緯等に関する交渉記録の存在が明らかとなったことから、『17 年報告』においては明らかではなかった近畿財務局及び大阪航空局と森友学園等とのやり取りの概要を時系列で示す」⁷³として、この間の交渉記録を「校舎建設中に出てきた大量のごみの処分に関する主なやり取りの概要」「損害賠償請求の可能性や購入要望等に関する主なやり取りの概要」の 2 つの観点から、4 ページにわたる図表にまとめている⁷⁴。そこから浮かび上がるのは、学園側がゴミ B を巡る国の法的責任や損害賠償請求の可能性について繰り返し追及し、国側が学園側の要望に応じていく過程である。3 月 24 日の打ち合わせでは、学園側の弁護士が「安価な土地価格を提示していただくことで、こちらとしても将来の地下埋設物リスク等を今後問題にしない形で契約し、問題解決する方法は採れないか」と近畿財務局および大阪航空局に提案しており、売却契約の仕組みが学園側からの提案だったことを示している。近畿財務局はこの 5 日後の 29 日、「国としても土地を売却することにより問題解決ができれば理想であるが、評価は適切に行う必要がある。国として何もせずに損害賠償請求を受けるというスタンスではない。問題解決のために進んでいきたい」と述べ、提案を受け入れる方向で進み出している⁷⁵。また『18 年報告』は近畿財務局が作成した法律相談文書についても検証し、これらの文書の内容も、上述の経緯を裏付けるものだった⁷⁶。例えば国の法的責任についてまとめたフローチャートでは、貸付契約の対象であるゴミ A と「新たに見つかった」ゴミ B を同一視できるか否か、同一視できる場合は貸付契約が示す処理で対応できるが、同一視できない場合、「債務不履行又は瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償請求の可能性がある」として「早急に対処すべき。学校が開設できないことに伴う損害賠償請求を負う可能性もある」などと指摘されていた（図 1 参照）。

図1 国の法的責任についてのフローチャート



出典：会計検査院『「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について」(平成29年11月報告)に係るその後の検査について』2018年、p.47より一部を抜粋。

こうした検証の結果、『18年報告』は売却契約を巡る経緯について以下のようにまとめた。やや長い重要な点であるため、結論部分ほぼ全文を引用する⁷⁷。

近畿財務局及び大阪航空局は、森友学園からの購入要望を受けて本件土地を売払いにより処分する方針を伝えた当時の状況について、次のように認識していたと認められた。

(ア) 大量のごみが出たことにより、校舎建設工事のスケジュールに遅れが生じていて、直ちにごみの処分を開始しない場合、2017年4月の小学校開校予定が危ぶまれる状況にあった。

(イ) (ア)により森友学園が開校を断念する場合には、事業中止に伴う賠償請求を国として受けることが想定される中で、森友学園からの提案を受け入れて、本件土地に関する国の責任を一切免除する特約を付して本件土地の売却を行うかどうかの判断を必要とする状況にあった。

そして、本件土地の購入要望等を受けた国の対応等について整理すると、次のとおりである。

すなわち、本件土地については、国有財産売買予約契約が締結されていることから、2016年3月24日の近畿財務局職員の発言にあるように、「定期借地期間中、森友学園はいつでも土地を買い受けることができる」こととなっていた。

また、大阪航空局は、校舎建設の途上で出た大量のごみについて、すぐに予算を確保することが困難であったことなどから森友学園の求めに応じた処分の見通しを立てることができずいたため、近畿財務局及び大阪航空局は、国自らが撤去工事を実施すると予算措置や発注業務に時間を要することとなり、これにより学校設置に影響が生じた場合、森友学園から債務不履行等による損害賠償請求を受けるなどの可能性があると考えていた。このため、近畿財務局及び大阪航空局は、森友学園からの購入要望を受けて、本件土地の状況を鑑定評価額に反映させることとして、本件土地に関する一切の瑕疵について国の瑕疵担保責任を免除するなどの特約条項を付して、本件土地を売り払うことが国としての解決策であると考えてに至ったとしている。

ここまで、売却価格決定過程における『18年報告』の検証結果をみてきたが、局面①および局面②において、「谷氏関与①②」の影響は見いだせなかった。すなわち、『18年報告』を見る限り、朝日新聞が「問題の核心」と主張してきた国有地の大幅値引きにおいて「首相夫妻の関与」はなかった、と結論せざるを得ない。もちろん、国側の交渉担当者の動機の背景に「首相夫妻への付度」がなかった、と言い切ることは不可能であり、その可能性を追及しつづけることが「権力の監視」と言えるかもしれない。この点は「調査報道」のあり方に関する最も重要な問いであり、次節で検討したい。

5. 朝日新聞による「調査報道」の検証

本節では、「首相夫妻の関与」に関するこれまでの検証を踏まえ、朝日新聞による「調査報道」の妥当性について、「初報」「付度」の追及』『18年報告』の報道』の3点から、他の全国紙の報道と比較しながら検証する。

初報

第2節では、調査報道のリスクを回避するために「情報は、首尾一貫性と完全性が担保されない限り、発表されない」ことが必要であることを確認した。そしてこれまでの検証を踏まえ、改めて初報の内容を検討すると、そこには重大な問題があったことを指摘せざるを得ない。

初報の主な内容は①大阪府豊中市の国有地が、小学校用地として近隣の約10分の1の価格で売られたこと、②原則公表すべき売却価格を財務省が伏せていること、③小学校の名誉校長が安倍晋三首相の妻・昭恵氏だったことの3点だった。ここで重要なのは、初報は①と③の因果関係について、何も示していない、という点である。たしかに、①、②、③それぞれの事実自体は、『17年報告』と『18年報告』、および国会審議などを踏まえても、ほぼ正確である⁷⁸。朝日新聞の大阪本社社会部長は、「森友学園問題で気をつけてきたのは、分かった事実だけを書くということだった。昨年2月に一報を書いた時も、首相の妻が名誉校長だということは角度をつけず、記事の最後に事実のひとつとして並べた」と述べている⁷⁹。だがその後、①と③の関係を国会やメディアが大々的に追及し続けたこと、そして前節で検討した通り、『18年報告』によるとこれらの因果関係は確認できないことを考えると、「記事の最後に事実のひとつとして並べた」だけという姿勢は疑問である。

この初報を書いた朝日新聞大阪社会部の記者の報告によると、取材を始めたのは初報の「数カ月前」だった⁸⁰。端緒は豊中支局にかかってきた豊中市民からの電話で、ある学校法人に売却された国有地の価格を財務省が非公表にしている、という内容だった。売買契約書などを情報公開請求すると、価格など主な項目はすべて黒塗りされて「不開示」とされた。そこで登記簿や国有財産近畿地方審議会の議事録、関係する役所、籠池理事長本人などへの独自取材を重ねた。これらの取材過程が妥当だったことは、①と②の正確性が示している。だが③については、小学校のホームページを確認した、としか述べられていない。そして、「もう少し取材を続けて背景を探りたかった」ものの、朝日新聞の取材よりも前にこの土地について調べていた豊中市議が、土地価格について情報公開請求で不開示処分とされたことを不服として提訴し、記者クラブで会見を開くことを決めたため、この会見の内容と独自取材の結果を合わせて報道したという。

この土地に関する疑惑が、会見によって他社にも知られてしまえば、数カ月間にわたる独自取材の結果が無駄になってしまう。初報を会見のタイミングに合わせたことは理解できなくもないが、会見とは無関係に、①と③の因果関係が固まるまで報道すべきではなかった、と批判するのは、後知恵による浅はかな結果論だろうか。この市議が会見でどこまで明らかにしたのかは不明だが、他の全国紙と比較すると、毎日新聞大阪版は提訴と昭恵夫人の名誉校長について、読売新聞は大阪版が提訴のみ、いずれも短く伝えた。

そして初報は国会における予算審議の時期と重なっていたため、①と③の関係について野党議員が委員会質疑やヒアリングなどによって追及し、メディアがこれらを「客観報道」⁸¹する形で問題が発展していった。2月17日の衆議院予算委員会で、野党議員の質問に対して安倍首相が「私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、事務所も含めて、一切関わっていないということは明確にさせていただきたい。もし関わっていたのであれば、私は総理大臣も国会議員も辞めるということをはっきり申し上げる」と答弁すると⁸²、それまで大阪版のみで扱っていた日

本経済新聞、読売新聞、産経新聞も東京版で取り上げるようになり、「首相夫妻の関与」への関心が急激に高まっていった⁸³。特に3月23日に行われた証人喚問で、籠池氏が「首相夫人付職員による関与」や「100万円寄付」⁸⁴などを証言すると、日本経済新聞を含む全ての全国紙が1面で詳しく報じた。小川榮太郎は籠池氏の証言などに関する朝日新聞の報道を党派的偏向と捉え、「昭恵叩きの虚報」などと批判しているが⁸⁵、これらは朝日新聞の主体性が発揮された「調査報道」ではなく、「客観報道」であった。この問題を最初に扱った朝日新聞の社説は、①と③を慎重に切り離しており、学園の教育方針に対する懸念との関係で「気になるのは、この小学校の名誉校長に、安倍首相の妻の昭恵氏がついていることだ」と述べるにとどめている⁸⁶。社説が大幅値引きと昭恵夫人を関連付けて疑惑の追及を主張し始めたのは、籠池氏の証人喚問で「昭恵夫人付政府職員の関与」疑惑が明るみに出た後の3月28日である⁸⁷。

だが、報道の責任という視点から考えると、この間の疑惑追及が、「客観報道」として展開されたということが問題であるように思われる。『18年報告』の結論は、①と③の疑惑を報道するこの間の記事内容を総体として否定するものだが、このような指摘に対して朝日新聞は、「出来事」としての野党の追及を客観的に報道しただけだと主張し得るだろうか。以上のことを踏まえれば、本項冒頭で確認した「情報は、首尾一貫性と完全性が担保されな限り、発表されない」という報道姿勢は、「調査報道」において極めて重い意味を持つように思われる。

ただ前節の最後で述べたように、『18年報告』からは、国側の交渉担当者の動機の背景に「首相夫妻への付度」がなかった、と言い切ることはできない。そこで次項で、この「付度」に関する朝日新聞の報道を検証する。

「付度」の追及

森友学園問題に関連して「付度」という言葉が初めて浮上したのは、2017年3月6日の委員会質疑で、朝日新聞は次のように伝えている⁸⁸。

民進党の福山哲郎氏は昭恵氏が開設予定の小学校の名誉校長についていたことなどを踏まえ、「開校を延期すれば夫人や首相に恥をかかせると（国有地を所管する）近畿財務局も財務省も付度する」と主張。「そういう状況をつくったこと自体が問題だ」と首相夫妻の責任をただした。

首相は「法的なプロセスにのっとって正しい根拠を持ってやったということであれば私も妻も関係ない」と反論。「名誉校長に安倍昭恵という名前があれば印鑑みたいに恐れ入りましたとなるはずがない」「付度した事実がないのに（あると）言うのは典型的な印象操作だ」と反発した。

小川はこの付度について、「役人の付度の有無は、安倍には答弁不可能に決まっている。いや、それ以前に付度は内心の事実なのだ」と述べたうえで、「人が何かを付度したかしないかは、本人の内心でしかわからず、多くの場合、本人さえ無意識だろう」「デモクラシーで問われるべきは、機関決定の手続きの違法性の有無であり、それ以上であっても以下であってもならない。付度の有無は手続きの違法性に関わらない」と問題提起している⁸⁹。

だが一方、第2節で述べた通り、調査報道は法的責任に限らず、社会的責任や道義的責任も射程に含み、多くの成果を挙げてきたことも事実である。仮に首相などの権力者やその周辺が特定の人物のために影響力を使ったとすれば、金銭の授受などの違法性がなくても、その目的や行為によっては、行政の公平性に対する市民の信頼を損なわせる結果となる。従って、ジャーナリズムが付度を問題にすることは可能であるし、「権力の監視」として重要な役割である。だが小川の主張するように、付度は内心の問題であり、その存在の証明が極めて難しいため、それを追及する報道はいっそう慎重にならなければならないことも、すでに確認した。そこで重要なのは、読者や市民がその報道の妥当性を判断できるための根拠を示すことであり、そこで求められるのは、透明性を高め、異なる見解にも謙虚な姿勢で臨む「ジャーナリズムの原則」である。

以上の視点に基づいて、「首相夫妻への付度」を追及する朝日新聞の調査報道の妥当性を検討したい。ここで取り上げるのは、売却契約における重要な局面と『18年報告』が指摘した、2016年3月の交渉時における「音声データ」を巡る報道、および公文書改ざん発覚により財務省が2018年5月に公表した森友学園との交渉記録を巡る報道である。

まず「音声データ」だが、これは2017年4月22日、朝日新聞東京社会部の記者が、当時、籠池氏への取材の窓口となっていたノンフィクション作家の菅野完を通じて入手したものである。籠池氏によって録音された交渉は、3月15日に籠池夫妻が財務省本省で田村嘉啓・国有財産審理室長と面会した際のもので、その4日前の11日、「新たに見つかった」ゴミBについて学園側が近畿財務局に連絡していた。なお、この田村審議官は、前節で検討した「谷氏関与①②」の際に谷氏に回答した職員だった。朝日新聞はこの音声データが本物かどうか籠池氏本人に確認したうえで追加取材を行い、「財務省、森友との契約『特例』」（4月26日朝刊1面）、「土地交渉中 昭恵氏に言及」（同日夕刊1面）、「籠池氏に『重大と認識』」（翌27日朝刊37面）と3回にわたり大きく報道した⁹⁰。この過程はまさに調査報道である。そして記事の内容はこれらの見出しが示す通り、財務省側が、昭恵夫人との関係から学園との契約を特別かつ重大なものとして認識している、と印象付けるものだった。例えば27日朝刊記事の前文は、「小学校建設のための土地の契約をめぐる、安倍晋三首相の妻昭恵氏らの名前に触れて『早急な対応』を迫る学園側に対し、財務省側は『特例』の取引との認識を示していた」と述べた。さらに籠池氏に対する独自取材についても次のように伝え、財務省側による昭恵氏への付度を推認させる内容となっている。

昭恵氏付の政府職員からの問い合わせが面会にどう影響したと考えるかについては、「ボクシングで言うとボディーブローではなく、カウンターパンチ」と表現。田村室長が貸し付け契約を「特例」と表現したことは「（昭恵氏を含む）色んな方の支援の効果があつたからだと思った」と振り返り、「（近畿財務局が面会后に）丁寧に現場を見に来て対応はスムーズにいった」とも述べた。

この音声データは翌28日の民進党の会合で公表され、その後、産経新聞、読売新聞、毎日新聞も記事化した。だがその内容は、朝日新聞の捉え方とは大きく異なるものだった。例えば産経新聞の見出しは「籠池夫妻、財務省側を非難 『役人は無能』『血も涙もない』』というもので⁹¹、前文は「小学校開校に向けて学園が当時借地していた国有地の地下から大量のごみが見つかったことを受け、『地主責任がある』と早期の対応を強く求める内容で、『役人は無能』『嘘をつくのが仕事』と罵倒するようなくだりも。国が格安でこの土地を払い下げたのは、この面会の3カ月後だった」と伝えている。本文ではさらに、「こんなばかなことが認められますか！」など籠池氏による罵倒を具体的に記述したうえで、「この日のやり取りから浮かび上がる籠池氏側の狙いは（1）地下ごみに対する早期の国の対応（2）前年に学園側が立て替え払いした土壌改良費の支払い（3）借地から国有地払い下げへのスムーズな移行—にあったとみられる」と分析している。ここで示された見方は、後の『18年報告』と同じ方向性である。こうした見方をさらに強めたのが、同年8月の読売新聞である。読売新聞は音声データが公表された日の夕刊でその内容を伝えたが、この時点では、上述の朝日新聞記事と同じ方向だった⁹²。だが、8月3日付の第2社会面に大きく掲載された「過激交渉 役人に圧力 籠池夫妻 ごみ問題『損害賠償起こす』」は、大幅値引きと損害賠償請求の回避を最も早い段階で結びつけた記事だった。記事は、この交渉を次のように伝えた⁹³。

初対面で、当初は売却が原則の国有地を貸してもらったことに謝辞を述べていた籠池容疑者。7分ほどで、ごみ問題の具体的な解決策が示されないことに業を煮やしたのか、「こんなバカなことが認められますか」「中学校を建てる計画もある。ごみを全部どかさなあかん」と揺さぶり出した。

そのうち、「あの方を愚弄している」と安倍昭恵・首相夫人の名前をちらつかせ、諄子容疑者も「国の役人って本当に悪い人間や」と加勢した。田村室長が慎重な言い回しを続けると、諄子容疑者が突然、「あんたら邪魔してるやん。国に損害賠償を起こさなしゃあない」と激昂した。（中略）鑑定評価額からごみ撤去費約8億円を値引きした1億3400万円で売買契約が結ばれたのは、その1か月後。契約書には難交渉の打ち切りを通告するかのようになり、「今後新たにごみが見つかったとしても国は一切責任を負わない」とする特約が付けられていた。

この読売新聞の記事では最後に、組織論を専門とする同志社大学の教授に録音記録を聞かせ、「付度」についての見解を求めており、この教授は「交渉を有利にするため行政対象暴力の一手手前まで圧力をかけている。役所はその対応に追われ、付度を考える余地はなかったのではないかと述べた。またこの記事の1か月後、毎日新聞も

同じ音声データや学園の内部文書などをもとに交渉過程を詳述し、ほぼ同趣旨の内容となったが、その一方で「なぜ大幅に値引きされたのか、名誉校長の昭恵氏の関与はあったのか——。(中略) (財務省は) 交渉時の記録を『廃棄した』と主張し、具体的な説明や調査を拒み続けている」と昭恵氏の関与についても追及している⁹⁴。このように、朝日新聞とそれ以外の全国紙の報道は、同一の音声データを巡り、「昭恵夫人の関与」「昭恵夫人への付度」を強調するか、「財務省側への圧力」と捉えるかで内容が大きく異なっていた。もちろんこの線引きは微妙であり、最終的には本人しかわからないわけだが、だからこそ一部のやり取りのみを切り取るのではなく、なるべく全体像を伝えるべきであろう。

そしてこの傾向は、財務省が2018年5月23日に公表した森友学園との交渉記録を巡る報道で、さらに強まることになる。各紙の見出しを並べると、朝日新聞が「『まず昭恵氏に』浮かぶ」「森友側の要望、谷氏問い合わせ」「別文書にも名前 複数回」「特異取引 詳細に」「籠池氏『国も歩み寄りが必要』『金額限りなくゼロに』」⁹⁵だったのに対し、読売新聞は「値引き要求 執拗に」「森友土地交渉 生々しく」「籠池被告妻 コースター投げ『嘘つき』」⁹⁶、日本経済新聞は「前理事長 執拗に値引き要求『森友』交渉記録『罰当たるぞ』」「面会や電話、3年で150回」「昭恵氏の名、要所要所に」⁹⁷と、大きく分かれたのである。

朝日新聞の内容は、「安倍晋三首相の妻昭恵氏に関わる記載が詳しく残されていた。『優遇』を求める学園側の要望を伝える昭恵氏付職員。『最大限の配慮をしている』と応じる財務省。野党は『自分や妻が関わっていれば辞める』と言い切った首相の責任を追及する構えだ」「これまで、財務省は事前の価格交渉を否定していたが、交渉記録からは、売買交渉でも具体的な金額のやり取りがあった可能性が強まった」と、昭恵氏の「関与」や、首相や財務省側の答弁との整合性を追及することに焦点を当てていた。

一方、読売新聞と日本経済新聞はいずれも、学園側が昭恵夫人の名前や損害賠償請求をちらつかせながら執拗に値引きを要求し、近畿財務局側が屈していく様子を詳述している。例えば読売新聞は次のように描いている。「諺子被告は興奮し、近畿財務局の統括官にコースターを投げつけ、『嘘つき、お前なんか信用できない、帰れ、等の暴言を吐く』と記されている」「ただ、財務局側には、地中に大量のガラスがあったことを認識していたにもかかわらず、籠池被告側にきちんと説明していなかった弱みがあった。実際に財務局は3月16日に、籠池被告側に謝罪している。損害賠償請求訴訟を起こされ、国側が負けることを恐れていたとみられる。これが交渉の大きな分かれ目になったようだ。国はごみの量を約1万9500トンと推計し、撤去費を約8億円と算定。鑑定価格から撤去費を差し引いた1億3400万円で売買契約を6月に交わし、決着した。『18年報告』から見ると正確な解釈である。読売新聞はさらに社説で「学園側はどう喝まがいの交渉を繰り返した。交渉術に屈した財務省側が大幅な値引きをのんだ。それが問題の本質ではないか」と迫り⁹⁸、さらに「『モリカケ』が終わらない」と題したコラムでも、「財務省がゴミ撤去費をあいまいにし、籠池氏側がこわもてで付け入ったために、小学校開設の遅れという訴訟リスクを恐れ、値引きをのまざるを得なかった。これが問題の本質ではないか。(中略) 焦点は、首相夫妻の関与の有無から離れていく」と指摘した⁹⁹。

以上の交渉記録の報道では、「音声データ」の解釈で分かれた2つの立場、すなわち「昭恵夫人の関与」「昭恵夫人への付度」を強調する朝日新聞と、「財務省側への圧力」と捉えるそれ以外の全国紙の立場がより分極化していた。そして両者の内容を比較するとき、先述した同志社大教授の「交渉を有利にするため行政対象暴力の一手手前まで圧力をかけている。役所はその対応に追われ、付度を考える余地はなかったのではないか」という見解が、より説得力を持っていると思われる。「昭恵氏の関与」の実態とは、「昭恵氏の名前を使った脅迫」に近いものだったと言えるだろう。

朝日新聞がそれまでの取材と報道の積み重ねを重視し、「付度」の疑惑を追及しつづけるにしても、少なくとも読者に対して、もう一方の解釈を伝えなければ、読者の認識は著しく限定されたままである。だが、朝日新聞は報道の軌道を修正しないまま、『18年報告』を迎えることになった。そこから浮かび上がるのは、「権力の監視」を強調するあまり、事実に対する認識を歪めてしまう、調査報道のリスクの顕在化である。同時に、読者や市民がその報道の妥当性を判断する根拠を示すため、報道の生産過程における透明性を高め、異なる見解にも謙虚な姿勢で臨むという、「ジャーナリズムの原則」からの逸脱であった。

『18年報告』

そして『18年報告』を巡る朝日新聞の報道は、前項で指摘した「ジャーナリズムの原則」からの逸脱を、より深刻なものにした。これらの報道において朝日新聞は、自社が「疑惑の核心」として主張し続けてきた「大幅値引きの理由」に関する『18年報告』の結論を、一切報道しなかったのである。

他の全国紙も「首相夫妻の関与」に関する結論についても報道していないが、そもそも『18年報告』の報道自体が少ない。前項で述べたとおり、読売新聞と日本経済新聞は「大幅値引きの理由」について、財務省が内部文書を公表した5月にすでに詳述していたことから、『18年報告』そのものにニュースバリューがないと判断した可能性がある。とは言え、独立した検査機関である会計検査院の結論は、ニュースバリューに関わらず、それまでの報道量に見合った扱いで市民に伝える必要があると思われる。

だが、それまで「大幅値引きの理由」を伝えてこなかった朝日新聞の場合、その読者にとって、『18年報告』は全く異なる重要性を持っている。朝日新聞は『17年報告』についての社説で、「その検査も十分とは言えない。壁になったのは、財務省や国交省が関連文書を破棄していたことだ。検査院は『会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況』と指摘し、文書管理の改善を求めた。両省の責任は重い」と指摘した¹⁰⁰。そして『18年報告』は公開された内部文書に基づいて再調査を行い、「首相夫妻の関与」について一定の結論を出した。だが朝日新聞は、この『18年報告』について、発表当日の11月22日付夕刊、および翌23日付朝刊で報道しながら¹⁰¹、「大幅値引きの理由」について全く触れなかった。23日の記事の前文は次の通りである。「財務省近畿財務局が交渉中に学園側に価格情報を伝えていたことを『適切とは認められない』と指摘したほか、財務省が決裁文書を改ざんするなどして検査院に必要な資料を提出しなかった行為を認定。ただ、かかわった職員らの懲戒処分要求は見送った」。24日付の「核心迫らず解明遠く」と題した社説では、「国有地をなぜ、8億2千万円も値引きして売ったのか。その過程を記した決裁文書を財務省が改ざんしたのは、何を守るためだったのか。国民、そして納税者が最も知りたいことは、会計検査院が足かけ1年半以上を費やした検査でも、明らかにならなかった。(中略)検査結果には、事実が羅列されているばかり。問題の所在は浮かんでこない。(中略)安倍首相の妻の昭恵氏が名誉校長を務めていた学園に対し、国有地が大幅に値引きされて売却された事案だ。昭恵氏のかかわりの有無という最大の焦点を素通りしては、一部の官僚の問題とした財務省の内部調査と同じではないか」とまで批判しており¹⁰²、「値引きの理由」に関する結論を意図的に避けているのではないかとさえ思える。

損害賠償を巡る財務省の対応について、朝日新聞がそれまで全く報道していなかったわけではない。2018年1月23日付朝刊の「森友交渉経緯示す文書 財務局、内部検討記録を開示」「森友側要望 詳細に記録 財務局文書価格巡る記述も」¹⁰³は、大学教授の情報公開請求に対して近畿財務局が内部文書を開示したことを報じるスクープで、その後の財務省の記録公開につながる大きなきっかけの一つとなった。これらの記事は損害賠償について「学園側は『工事の遅延で相当の損害発生が見込まれ、開校が遅延したら大変なことになる』と主張。損害賠償請求をせざるを得ないと対応を迫ってきたと文書は記している」と触れ、法的対応を検討したフローチャートも転載している。おそらくここで参照された文書は、『18年報告』のフローチャートと同じものと思われる。だが、記事の焦点は「交渉記録は廃棄した」「価格交渉はなかった」という政府答弁との矛盾への批判に当てられていた。また『18年報告』に先立つ6月に会計検査院が公表した中間報告を報じる記事¹⁰⁴では、近畿財務局が大阪航空局にごみ撤去費の見積もりを増額するよう依頼した疑いが指摘されていることとの関連で、財務局職員が『(航空局から)提示された6.7億円では、学園が売却に応じず契約が不調となるおそれがあり、損害賠償への対応の検討が必要となることを伝えた』と話したという。鑑定価格が9億5600万円であるため、学園の支払い可能額相当に収めるには約8億円の撤去費の値引きが必要だったことになる」と短く触れている。だがこの記事の焦点も、財務省が改ざん文書を検査院に提出したことを違法と認定した、ということにあった。また、最終報告である『18年報告』ではこの増額依頼の有無について確定できなかったことから、記事でもこの「損害賠償への対応の検討が必要となることを伝えた」という部分はなくなっている。

では、朝日新聞は「値引きの理由」に関する『18年報告』の結論を否定しているのか言えば、そうではなく、その後の記事では目立たない形で肯定している。そこに見出されるのは、それまで訴えてきた「問題の核心」を曖昧にしながら「真相解明」を求め続けるという、欺瞞ともいえる報道姿勢である。

『18年報告』の約1か月後、朝日新聞は、国有財産の管理に携わった元近畿財務局職員4人による座談会を掲載した¹⁰⁵。この記事では「大幅値引きの理由」について、「16年3月、森友学園は『新たなごみが見つかった』とし、ごみの撤去費を差し引いた額で土地を買々と申し出た。籠池理事長は『6月の棟上げ式には首相夫人を招待する』などと言い、工期がずれ込めば損害賠償を求める構えも見せた」との記述に続き、元職員たちが「3月にごみが見つかったと言われ、6月に棟上げ式。3カ月しかない。現場は必死だったと思う。損害賠償をちらつかされたら担当は寝られません」「土地を貸して、建物も建ってきている。取引を断ることもできない」と、『18年報告』の結論や日本経済新聞、読売新聞の分析と同趣旨のことを述べている。だが、そこに付された記者による解説では、「大幅値引きに加え、分割払いを認め、売却額を非公表にする。そんな異例の対応を重ねた本当の理由は何か。当初からの疑問は今も解消されていない」と訴えているのである。この記事の前段では、昭恵夫人が籠池夫妻と撮影した写真について、「公表された記録を読むと、財務局は当初、学園側からの要求もきちっと断っているのに、このころを境に押し込まれるようになったように見える。主客が逆転し、籠池さんの方が主人公というか、強くなってしまったようだ」という元職員の見解を伝えており、財務省側の判断に写真が与えた影響を考えるうえで重要な点だが、記事全体の論点は曖昧になってしまっている。

初報から2年の節目となる2019年2月10日には、第2面すべてを使ったまとめ記事を掲載した¹⁰⁶。前文で「大幅値引きは妥当だったのか。国の異例な対応の背景には何があったのか。今なお明らかにならない疑問が残る。行政の公平性という観点から真相解明が求められている」と述べる一方、記事では価格算定について次のように書いている。

国は当初、地下3メートルまでのごみだった場合、学園側で撤去したうえで国に支払いを求めるというルールを説明した。しかし学園側は「金額の検証や予算確保に時間がかかる」と難色を示し、損害賠償請求の可能性を示したうえで「安価な土地価格の提示」を国に提案。国はそれから間もなくして、値引き額を決めるために撤去費の算定作業を開始した。

まさしく『18年報告』がまとめた結論と同じ内容だが、この記事の見出しは「森友への値引き 解けぬ疑問」である。朝日新聞が「疑惑の核心」を「国有地をなぜ、8億2千万円も値引きして売ったのか」という点だとして追及してきたことは、繰り返すまでもないだろう。

改めて「ジャーナリズムの原則」に戻れば、人々がその報道の信頼性を判断できるための根拠を示さず、一方的な情報伝達に止まれば、それはプロパガンダであり、ジャーナリズムとは区別される。『18年報告』の結論に対する報道姿勢は、朝日新聞による「森友学園問題」報道が破綻したことを意味していた。

6. おわりに

本稿の最後に、これまでの検証結果をまとめながら、「調査報道」の意義と課題を検討してみる。

売却された国有地の価格が非公表にされているとの情報から、独自の調査を重ね、近隣国有地と比べて大幅に低い値段で売却されていることを明らかにした朝日新聞の初報の内容はほぼ正確であり、「調査報道」として意義のあるものだった。だが、記事の最後に付された「小学校の名誉校長は首相の妻」という情報は、そのインパクトにも関わらず、記事の「一要素」として並べられただけであり、売却価格との因果関係については触れていなかった。この意味で初報の記事は、調査報道に求められる「首尾一貫性と完全性」を満たしていなかったと言える。そしてこの因果関係が国会で追及され、そこで次々と新たになる事実を、朝日新聞を含む多くのメディアが「客観報道」する形で展開していく中、朝日新聞も社説で「国有地の大幅値下げ」と「名誉校長が首相夫人」との関係を「問題の核心」と位置づけるようになり、その真相解明を繰り返し求めていくことになった。

この間、この国有地を巡る契約に影響を与えた可能性のある様々な「首相夫妻の関与」疑惑が報道される中、昭恵夫人が籠池夫妻と一緒に撮影した写真や、昭恵夫人付職員の関与が浮上した。またこの過程で、朝日新聞が調査報道として行った公文書改ざんスクープにより、政府がその存在を否定していた大量の内部文書が公表されること

になった。だが、これらの文書は、大幅値引きの理由を「国有地の地下に埋まったゴミを理由に損害賠償請求を起こされることを回避するためであり、土地の鑑定価格からゴミ撤去費を大幅に減額する代わりに、国の責任を免除する特約を付した」とする政府の説明を裏付けるものであり、会計検査院の『18年報告』はそのことを結論として記した。

またこの過程で、森友学園と政府との交渉に関する音声データや交渉記録が朝日新聞の調査報道などによって明らかになった。朝日新聞とそれ以外の全国紙は、その解釈を巡り「昭恵夫人への忖度」を強調するか、「財務省側への圧力」と捉えるかで分極化し、朝日新聞は後者の見方を伝えないまま、「忖度」の強調に傾斜していった。その後公表された、『18年報告』の「大幅値引きの理由」に関する結論は、後者の見方がより説得力を持つことを示すものだったが、朝日新聞は『18年報告』に関する報道で、この結論を一切報道しなかった。そして「問題の核心」がどうなったのかを曖昧にしながら、その後も「真相解明」を求める報道を続けている。ここにみられる朝日新聞の報道姿勢は、「明らかになっていることとそうでないことを明らかにする」「何かを省略することで欺かない」「異なる見解について謙虚である」というジャーナリズムの原則からの逸脱であった。

以上の経過は、調査報道の意義と課題を如実に示している。政府が廃棄したと説明していた学園との交渉記録を発掘し、さらに公文書改ざんをスクープした朝日新聞の調査報道は、「権力の監視」としてジャーナリズムに期待される役割を果たした。日本新聞協会が2018年度の新聞協会賞を授与し、「民主主義の土台を根底から揺るがす行為を明るみに出した一連のスクープは、歴史に残る優れた調査報道」¹⁰⁷と評価したのも当然であろう。だが一方、こうした報道によって明らかになった記録の解釈や、記録に基づいた『18年報告』に対する報道姿勢は、「権力の監視」に対する過剰な使命感によって歪められてしまったのである。

註

¹ 大阪地検特捜部は2018年5月、全ての告発容疑について財務省幹部ら38人全員を不起訴とした。うち10人について大阪第一検察審査会が「不起訴不当」としたため、特捜部は再捜査を行ったが、2019年8月に再び不起訴とし、一連の捜査が終了した。

² 大阪地方裁判所は2020年2月19日、泰典被告に対して懲役5年、諄子被告に懲役3年執行猶予5年の判決を下した。

³ 『背信』、p.2。

⁴ 2017年12月28日、産経新聞、朝刊、p.5。なお、森友学園問題は大阪市内の土地を巡るものであったため、全国紙における記事の扱いが東京版と大阪版で大きく異なっている場合が多い。本稿では、東京版については「朝刊」「夕刊」、大阪版については「大阪朝刊」「大阪夕刊」と記載する。

⁵ 小川榮太郎『徹底検証「森友・加計事件」朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪』飛鳥新社、2017年。

⁶ 朝日新聞社『徹底検証「森友・加計事件」朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪』の著者・小川榮太郎氏と飛鳥新社への申入書 <https://www.asahi.com/corporate/info/11207014> および「森友・加計著書巡り本社が評論家提訴」2017年12月26日、朝日新聞、朝刊、p.29。以下、URLは2020年2月19日時点のもの。

⁷ 会計検査院『学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について』2017年

http://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/291122_zenbun_1.pdf

および同『「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について」(平成29年11月報告)に係るその後の検査について』2018年

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/pdf/301206_sonogo_01.pdf

⁸ 小俣一平『新聞・テレビは信頼を取り戻せるか』平凡社、2011年、p.138。

⁹ 同上、p.148-149。

¹⁰ 高田昌幸「調査報道」武田徹、藤田真文、山田健太監修『現代ジャーナリズム事典』三省堂、2014年、p.196。

¹¹ 原寿雄『ジャーナリズムの思想』岩波新書、1997年、p.155-157。

¹² 小俣、前掲書、p.152-157。

¹³ 花田達郎「ワセダクロニクルと調査報道ジャーナリズムの世界的潮流」渡辺周・花田達郎・ワセダクロニクル編著『始動！調査報道ジャーナリズム』彩流社、2017年、p.26-28。

¹⁴ 山本博「調査報道とはなにか」田島泰彦、山本博、原寿雄編『調査報道がジャーナリズムを変える』共栄書房、2011年、p.131。

¹⁵ 小黒純「調査報道とは何か」高田昌幸、小黒純編著『権力 vs. 調査報道』旬報社、2011年、p.281。

¹⁶ 同上、p.287-290。

- 17 小俣、前掲書、p.132-133。
- 18 山本、前掲論文、p.135。
- 19 山本博『追及 体験的調査報道』悠飛社、1990年、p.31。
- 20 同上、p.13-14。
- 21 大石裕、藤田真文、岩田温『現代ニュース論』有斐閣、2000年、p.99、p.231。
- 22 Mark Lee Hunter, *Story-Based Inquiry: a Manual for Investigative Journalists*, UNESCO, 2011.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000193078/PDF/193078eng.pdf.multi> 邦訳はマーク・リー・ハンター編著『調査報道実践マニュアルー仮説・検証、ストーリーによる構成法』（高嶺朝一・高嶺朝太訳）、旬報社、2016年。本稿の引用は邦訳によった。
- 23 同上、p.24。
- 24 同上、p.37。
- 25 同上、p.155。
- 26 「朝日新聞問題」とは、①2014年5月20日付朝刊に掲載した、東京電力福島第一原発事故にからむ「吉田調書」報道を取り消したこと、②同年8月5、6日付朝刊の慰安婦報道の検証記事で記事を取り消しながら謝罪しなかったこと、③慰安婦報道に関する池上彰のコラムの掲載を見送ったこと、の3点である。2つの第三者委員会による検証が行われたほか、社内組織が社外の有識者を交えて再発防止策をまとめた。信頼回復と再生のための委員会『『ともに考え、ともにつくるメディアへ』信頼回復と再生のための行動計画』2014年、p.3、p.4。
<https://www.asahi.com/shimbun/3rd/20150105b.pdf>
- 27 朝日新聞社報道と人権委員会『『福島原発事故・吉田調書』報道に関する見解』2014年、p.10。
<https://www.asahi.com/shimbun/3rd/prc20141112.pdf>
- 28 信頼回復と再生のための委員会、前掲「行動計画」、p.3。
- 29 奥武則「糾弾ジャーナリズム批判序説―「朝日新聞問題」を入り口に―」法政大学社会学部学会編『社会志林』61(4)、2015年3月、p.125。
- 30 高田、小黒編著、前掲書。
- 31 同上、p.158
- 32 Bill Kovach and Tom Rosenstiel, *The Elements of Journalism*, Crown, 2001。なお2014年に *Revised and Updated 3rd Edition* が Three Rivers Press から出版されており、本稿はこの第3版を用いた。邦訳は、ビル・コヴァッチ、トム・ローゼンステイール『ジャーナリズムの原則』（加藤岳文、斎藤邦泰訳）日本経済新聞社、2002年。本稿での訳文はこの邦訳を元にしなが、適宜変更している。同書は、アメリカの著名な記者やジャーナリズム教育の第一人者などが約3年間にわたって行った調査による成果であり、訳者による「あとがき」にあるように、現代アメリカのジャーナリストたちによる集合知と言えるものである。
- 33 初版では9項目だったが、第3版では、初版における第5、8、9原則が若干修正されたほか、第10原則が付け加えられた。Kovach and Rosenstiel, op. cit., p.9。
- 34 第3原則の原文は“*Its essence is a discipline of verification.*”で、前掲邦訳は「ジャーナリズムの真髄は検証の規律である」と訳している。この「規律」だが、原文では“*a discipline*”と可算名詞として使われており、この場合「訓練法」「修行法」などと訳されることが多い。また同書は第3原則を説明する文章の多くで“*discipline*”と“*method*”が互換的に使われていることから、「方法」の方が文意をより明確に伝えられると思われる。
- 35 Kovach and Rosenstiel, op. cit., p.98。
- 36 Ibid., p.113-114。
- 37 第3原則については次の論考も参照した。American Press Institute “*Journalism as a discipline of verification.*” <https://www.americanpressinstitute.org/journalism-essentials/verification-accuracy/journalism-discipline-verification/>
- 38 「大阪の国有地 学校法人に売却 金額非公表 近隣の1割か」2017年2月9日、朝日新聞、朝刊、p.38。
- 39 「森友と政権 究明になぜ背を向ける」2017年4月2日、朝日新聞、朝刊、p.6。
- 40 「麻生財務相 『森友』巡る混乱収めよ」2017年8月10日、朝日新聞、朝刊、p.10。
- 41 「『森友』の検査 首相は再調査を命じよ」2017年11月23日、朝日新聞、朝刊、p.12。
- 42 小川、前掲書、p.3-4。
- 43 このゴミAとゴミBが同一のものなのかそうでないのかは、この問題自体の大きな争点であった。
- 44 「『昭恵氏との写真 14年提示』籠池氏、近畿財務局に」2017年5月9日、朝日新聞、朝刊、p.1。
- 45 ただ毎日新聞は、大阪版のみに掲載された特集面で短く触れている。「内部文書 8億円値引き、生々しく」、2017年9月12日、毎日新聞、朝刊、p.27。
- 46 「削られた『昭恵氏』」2018年3月13日、朝日新聞、朝刊、p.2 および「昭恵氏の写真 風向き一変」2018年3月14日、朝日新聞、朝刊、p.39。
- 47 「削られた『昭恵氏』」2018年3月13日、朝日新聞、朝刊、p.2。
- 48 この問題については、学園への国有地売却を審議した第123回国有財産近畿地方審議会の議事録（2015年2月10日開催）<http://kinki.mof.go.jp/content/000115032.pdf>、および設置認可に関する大阪府の「学校法人森友学園瑞穂の國記念小学院設置認可申請に関する検証報告」（2017年4月6日公表）http://www.icp-osakahugikai.com/moritomo/shigakuka_kenshohokoku20170406.pdfに基づいた。
- 49 「鴻池事務所で作成された『陳情整理報告書』の主な内容」朝日新聞デジタル

<https://digital.asahi.com/articles/ASK32344FK32UTIL00D.html>

- 50 「籠池氏が手紙 昭恵氏付の職員照会」2017年3月30日、朝日新聞、朝刊、p.4。
- 51 「『総理夫人に照会あった』昭恵氏付・谷氏 交渉記録に発言」p.1、「『まず昭恵氏に』浮かぶ」p.2など。いずれも2018年5月24日、朝刊。
- 52 「昭恵夫人付職員が関与」2017年3月24日、朝日新聞、朝刊、p.1。
- 53 「『まず昭恵氏に』浮かぶ」2018年5月24日、朝日新聞、朝刊、p.2。
- 54 「国民あざむいた罪深さ」2018年5月24日、朝日新聞、朝刊、p.14。
- 55 「説得力ない首相の説明」2017年3月25日、朝日新聞、朝刊、p.16。
- 56 『17年報告』、p.1。
- 57 「森友交渉経緯示す文書 財務局、内部検討記録を開示」2018年1月23日、朝日新聞、朝刊、p.1。
- 58 「検査報告前日まで未提出 財務局の森友『相談記録』」2018年1月30日、朝日新聞、朝刊、p.1。
- 59 「森友文書 書き換えの疑い 財務省、問題発覚後か」2018年3月2日、朝日新聞、朝刊、p.1。
- 60 財務省「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」
https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/20180604chousahoukoku.pdf
- 61 『18年報告』、p.1。
- 62 同上、(はじめに)。
- 63 「(時時刻刻) 森友答弁 崩れた根幹」2017年11月23日、朝日新聞、朝刊、p.2。
- 64 『17年報告』、p.32。『17年報告』と『18年報告』のいずれも和暦表記だが、本稿の引用ではすべて西暦に変換した。
- 65 『18年報告』、p.15。
- 66 以下の記述は同上、p.15-18に基づく。
- 67 例えば2017年2月17日の衆議院予算委員会における福島伸亨議員(民進党)の質疑。第193回国会・予算委員会第12号議事録
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819320170217012.htm
- 68 第193回国会・予算委員会第7号議事録
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0014/19303060014007a.html>
- 69 「国有地売却、昭恵夫人の影響は」2017年3月7日、朝日新聞、朝刊、p.4。なおこの委員会質疑に関する朝日新聞の初報はこの前日6日の夕刊「首相、説明不十分認める 国有地売却経緯『腑に落ちない』」だが、損害賠償に関する記述は大阪版のみで、東京版の記事にはない。
- 70 『17年報告』、p.41-42。
- 71 『18年報告』、p.28-30。
- 72 同上、pp.18-23。なお、ここで『18年報告』が用いた資料は近畿財務局が作成した記録と対策工事業者が作成した記録で、この2つは内容に食い違いがあるため、本稿では一致している事実のみ記した。
- 73 同上、p.23。
- 74 同上、p.24-27。
- 75 同上、p.27。
- 76 同上、p.45-49。
- 77 同上、p.29-30。
- 78 ただ、別の学校法人が森友学園より前に校舎用地として取得を希望していたものの、購入を断念した理由について、初報は「財務局から『価格が低い』との指摘を受け、12年7月に購入を断念したという」としているが、『17年報告』p.27には「同学校法人は、経済状況の悪化による学生の減少等を踏まえて、2012年7月25日に買受要望を取り下げていた」とある。また、「籠池理事長は日本会議大阪の役員」としているが、日本会議によると、籠池氏は2011年1月に日本会議の年会費が切れたことを契機として、自ら事務局に退会を申し出たという。日本会議「財務省の森友学園決裁文書に関する報道について」
<https://www.nipponkaigi.org/opinion/archives/10637>
- 79 「『読者ととともに』できていますか 信頼回復めざした3年半」2018年7月10日、朝日新聞、朝刊、p.13。
- 80 初報の取材過程に関する記述は、吉村治彦「きっかけは支局への1本の電話 財務局の非公表こそが疑惑呼ぶ」『Journalism』(325)2017年6月、および『背信』p.10-26に基づく。
- 81 「客観報道」の定義は、それ自体がジャーナリズムにおける主要なテーマである。ここではそこに立ち入らず、「調査報道」に対置される「通常の報道」という意味で用いている。「客観報道」を巡る議論については、中正樹『「客観報道」とは何か』新泉社、2006年、および伊藤高史「日本のジャーナリズムと客観報道 客観報道を巡る議論のレビューと客観報道主義の再評価について」鶴木眞編著『客観報道 もう一つのジャーナリズム論』成文堂、1999年。
- 82 前掲、第193回国会・予算委員会第12号議事録
- 83 毎日新聞は、9日付と11日付の記事は大阪版のみに掲載し、14日付から東京版でも扱うようになった
- 84 籠池氏は、安倍首相から昭恵夫人を通じて100万円の寄付を受けたと証言した。虚偽の陳述をすれば偽証罪に

問われる証人喚問での証言ではあるが、この約 3 か月後に昭恵夫人が経営する居酒屋を訪ねた際、この 100 万円を返却するとして偽物の札束を持参しており、証言の真偽は不明である。なお、元 NHK 記者の相澤冬樹はこの件について独自の取材結果を記している。相澤冬樹『首相官邸 vs. NHK』文藝春秋、2018 年、p.104-105。

85 小川、前掲書、p.99。

86 「豊中の小学校 不可解な点が多すぎる」2017 年 2 月 22 日、朝日新聞、朝刊、p.16。

87 「森友と財務省 納税者を甘く見るな」2017 年 3 月 28 日、朝日新聞、朝刊、p.18。

88 「国有地売却、昭恵夫人の影響は 野党『役所が忖度』／首相『印象操作』」2017 年 3 月 7 日、朝日新聞、朝刊、p.4。

89 小川、前掲書、p.62-63。

90 以上の取材過程は『背信』p.102-104。

91 「籠池夫妻、財務省側を非難 『役人は無能』『血も涙もない』」2017 年 4 月 29 日、産経新聞、大阪朝刊、第 1 社会面。

92 「『財務省側から特例』主張 録音記録 昭恵氏の名挙げ交渉」2017 年 4 月 28 日、読売新聞、夕刊、p.15。

93 「過激交渉 役人に圧力 籠池夫妻 ごみ問題『損害賠償起こす』」2017 年 8 月 3 日、読売新聞、大阪朝刊、p.30。

94 「内部文書 8 億円値引き、生々しく」、2017 年 9 月 12 日、毎日新聞、大阪朝刊、p.27。なお 2016 年 3 月 15 日のやり取りは大阪版のみ掲載されている。

95 2018 年 5 月 24 日、朝日新聞、朝刊、p.2、p.34。

96 2018 年 5 月 24 日、読売新聞、朝刊、p.3。

97 2018 年 5 月 25 日、日本経済新聞、朝刊、p.37。

98 「森友捜査不起訴 財務省は国民の信頼を損ねた」2018 年 6 月 1 日、読売新聞、朝刊、p.3。

99 「『モリカケ』が終わらない」2018 年 6 月 16 日、読売新聞、朝刊、p.13。

100 「『森友』の検査 首相は再調査を命じよ」2017 年 11 月 23 日、朝日新聞、朝刊、p.12。

101 「改ざんし提出、違法認定 検査院、懲戒は要求せず 森友文書」2018 年 11 月 22 日、朝日新聞、夕刊、p.1 および「森友に価格情報、不適切 改ざんや記録隠し、違法 検査院指摘」2018 年 11 月 23 日、朝日新聞、朝刊、p.3。

102 「『森友』の検査 核心迫らず解明遠く」2018 年 11 月 24 日、朝日新聞、朝刊、p.8。

103 「森友交渉経緯示す文書 財務局、内部検討記録を開示」2018 年 1 月 23 日、朝日新聞、朝刊、p.1、p.34。

104 「改ざん文書提出『違法』 森友に額提示『不適切』」2018 年 6 月 20 日、朝日新聞、朝刊、p.34。

105 「森友学園問題、近畿財務局 OB に聞く」2018 年 12 月 19 日、朝日新聞、朝刊、p.16。

106 「森友への値引き、解けぬ疑問 3 メートル以深の『ごみ』証明されず 問題発覚から 2 年」2019 年 2 月 10 日、朝日新聞、朝刊、p.2。

107 「本日に新聞協会賞 財務省公文書改ざん報道」2018 年 9 月 6 日、朝日新聞、朝刊、p.1。